

平成 26 年 8 月 20 日  
公益財団法人 日本セーリング連盟  
国体委員会

## 国民体育大会における製造業者等のマークの表示について(通知) に関する質問の回答

8 月 1 5 日受理させて頂きました質問の回答を、ご報告申し上げます。

### 質問内容

当県選手のセールに、大きくロゴが入っています。

このロゴ(マーク)は、“製造業者とセールメーカーのマーク”として貼ったまま出場しても良いのでしょうか？ (写真を添付)



### 適用する規則

“ISAF 広告規定 20.7 製造業者とセールメーカーのマーク” 及び、  
“公益財団法人日本体育協会 国民体育大会企業協賛に関するガイドライン”

### 指摘箇所

1 箇所

### 説明

(1) 別図で指摘の箇所が、ISAF 広告規定 20.7 記載の“製造業者とセールメーカーのマーク”であるとして、認められる範囲とは、150mmx150mm の正方形に収まるマークです。提示された写真からは、明らかに範囲を越えていると判断しました。

従って“製造業者とセールメーカーのマーク”となりません。

このマークの場合、**競技者広告となります。**

(2) 別紙“国民体育大会における製造業者等のマークの表示について(通知)”のとおり国民体育大会においては、公益財団法人日本体育協会の「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン(平成 22 年 12 月 16 日制定)に基づき、**競技者の広告は認められません。**

なお、ISAF 広告規定は、下記のアドレスから入手出来ます。

<http://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/rule/rule-reg>

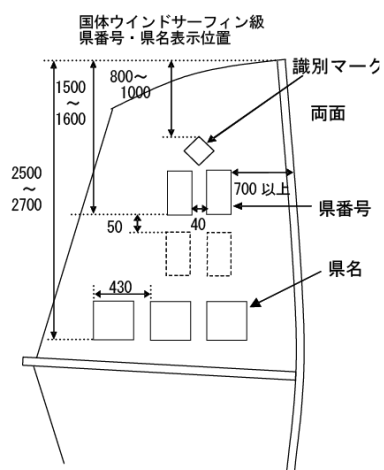
[http://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/ISAFReg20\\_2012.pdf](http://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/ISAFReg20_2012.pdf) (邦訳つき)

## 注意

レース公示(17) 県名、県番号及び識別マークの表示位置

に付きましては、大会計測時での位置確認となり、

ご提示頂きました写真では判定できませんのでご了解ください。



以上、

この箇所は、個人情報保護の為に、  
マスキング処理をさせていただきました。  
国体委員会

ISAF 広告規定

20.7 製造業者とセールメーカーのマークに、抵触しています。

**ZERO**